

MEGASOFT 「STARFAX Engine」申込書(兼)ユーザー登録シート

STARFAX Engine をお申込の際は、必ず別紙「許諾契約」をご確認のうえ、本紙をご提出ください。
 本紙にご記入いただくことで、許諾契約にご同意いただいたものとみなされます。また、ご記入内容を基に、使用許諾契約書の発行とユーザー登録をいたしますので、記入間違えのないようご注意ください。

お申込日 年 月 日

お申込内容

品名	数量	備考
STARFAX Engine 標準価格: 367,500 円 (本体価格: 350,000 円) JAN: 4956487003484	式	インストール台数: 1 台 回線数: 4 回線まで使用可 サポート: 3ヶ月付属

お客様情報

エンドユーザー (実際にご使用になる法人など) **必須**

住所	〒 -		
法人名			
部署名			
ご担当者			
TEL		FAX	
E-mail			

システム開発者 (システムインテグレータなど) **上記と異なる場合のみご記入ください。**

サポートサービスの代理授権者	住所	〒 -		
	法人名			
	部署名			
	ご担当者			
	TEL		FAX	
	E-mail			

* STARFAX Engine に関するサポートサービスは、システム開発者様のご記入がある場合、システム開発者様にご提供いたします。
 サポートの必要が生じた場合、右記のとおり、お問合せください。[エンドユーザー様 システム開発者様 メガソフト株式会社(サポートセンター)]
 システム開発者様のご記入が無い場合は、エンドユーザー様から直接お問合せを承ります。

ご記入後、販売店様へお申込ください。

お取扱販売店様記入欄 (お客様のご記入は不要です)

販売店様名/部署名/担当者様名:

ご住所: 〒

TEL/FAX:

お客様の個人情報の取り扱いについて
 ユーザー登録は、本製品の使用許諾契約に基づくサービス提供の対象となるお客様を特定するために必要なものです。メガソフト株式会社では、お客様への弊社製品・サービスの電子メールや郵送等によるご案内や、統計・分析を行なうため、合理的かつ適正な範囲でのみお客様の個人情報を利用するものとし、「個人情報の取り扱いに関する契約」を締結した委託事業者を除く第三者には提供いたしません。なお、メガソフト株式会社に対する個人情報の開示、利用停止、削除の請求は右記の窓口にて承ります。

製品に関するお問合せ
 メガソフト株式会社 インフォメーションセンター
 TEL: 06-6386-2072 FAX: 06-6386-2123
 受付時間 9:30 ~ 11:45、13:00 ~ 17:00
 (土曜、日曜、祝祭日を除く)

MEGASOFT 「STARFAX Engine 年間サポート」申込書

本製品(年間サポート)は、STARFAX Engine の使用許諾契約に記載の事項に基づいて発行いたします。あらかじめ、「STARFAX Engine ソフトウェア使用許諾契約」をご確認ください。
なお、同契約書 [4]サポートサービスの要旨を下記[ご注意]欄にまとめております。

お申込日 年 月 日

お申込内容

STARFAX Engine 年間サポート 1年間 標準価格:52,500円(本体価格:50,000円) JAN: 4956487003507	1 式	・STARFAX Engine には、当初3ヶ月間のサポートが付属しております。 本、年間サポートは当該サポートが終了後に加算されます。
--	-----	---

- ・下記、いずれかに しるしをつけてください。
- ・導入済みの「STARFAX Engine」に対するサポートお申込の場合は、必ず下記に製品ライセンスキーをご記入ください。

<input type="checkbox"/>	STARFAX Engine 導入済	STARFAX Engine 製品ライセンスキー(必須) [3190 -]
<input type="checkbox"/>	STARFAX Engine を同時購入	別途「STARFAX Engine 申込書(兼)ユーザー登録シート」にご記入のうえ、併せてご提出ください。エンドユーザー様欄は双方に同一内容をご記入ください。

お客様情報

エンドユーザー (STARFAX Engine のユーザー登録者様) 必須

住所	〒 -		
法人名			
部署名			
ご担当者			
TEL		FAX	
E-mail			

[ご注意]

- * STARFAX Engine 年間サポートは、STARFAX Engine のオプション製品です。サポート契約の対象は STARFAX Engine 本体のユーザー登録者に限られます。ユーザー登録未登録の場合や、ユーザー登録者以外からのお申込の場合は、お申込を受付できない場合がございますのでご注意ください。
- * サポート期間については、本製品(STARFAX Engine 年間サポート証書)の出荷日から起算し、1年間となります。ただし、STARFAX Engine 本体と同時購入の場合、本体付属の無償3ヶ月サポートの期間終了後に1年間のサポートが追加されます。
- * サポートサービスは、本マスター製品のユーザー登録時にシステム開発者様のご記入がある場合、システム開発者様へご提供いたします。サポートの必要が生じた場合、右記のとおり、お問合せください。[エンドユーザー様 システム開発者様 メガソフト株式会社(サポートセンター)]システム開発者様のご記入が無い場合は、エンドユーザー様から直接お問合せを承ります。
- * サポートのファーストコンタクトは、Web 上のフォーム、または FAX にてご連絡ください。初回以降はメール、FAX、電話にてサポートいたします。
- * サポートサービスの提供範囲は、弊社製品の動作に関することのみとし、弊社以外が作成したプログラムに関しては開知しません。

ご記入後、販売店様へお申込ください。

お取扱販売店様記入欄 (お客様のご記入は不要です)

販売店様名/部署名/担当者様名:

ご住所: 〒

TEL/FAX:

お客様の個人情報の取り扱いについて
ユーザー登録は、本製品の使用許諾契約に基づくサービス提供の対象となるお客様を特定するために必要なものです。メガソフト株式会社では、お客様への弊社製品・サービスの電子メールや郵送等によるご案内や、統計・分析を行なうため、合理的かつ適正な範囲でのみお客様の個人情報を利用するものとし、「個人情報の取り扱いに関する契約」を締結した委託事業者を除く第三者には提供いたしません。なお、メガソフト株式会社に対する個人情報の開示、利用停止、削除の請求は右記の窓口にて承ります。

製品に関するお問合せ
メガソフト株式会社 インフォメーションセンター
TEL:06-6386-2072 FAX:06-6386-2123
受付時間 9:30~11:45、13:00~17:00
(土曜、日曜、祝祭日を除く)

「STARFAX Engine」ソフトウェア使用許諾契約

製 品 名	: STARFAX Engine
ライセンスキー	: (製品納品時に通知いたします)
許 諾 台 数	: ライセンスキー1つにつき、合計1台のコンピュータへのインストールを許諾します
許 諾 対 象 者	: (エンドユーザー欄に記入されている方)
サポートサービスの代理授権者	: (システム開発者欄に記入されている方)
サポ ー ト 期 間	: 弊社出荷日の翌日より起算し、3ヶ月間

メガソフト株式会社(以下「弊社」)は、上記「製品名」欄に記載の製品(以下「本製品」)の使用および、本製品のライセンスキーの開示にあたり、このソフトウェア使用許諾契約(以下「本契約」)を設けております。お客様(上記の「許諾対象者」)および、サポートサービスの代理受検者欄に記載の該当者は、本契約に同意をいただいた場合に限り、本製品を使用またはライセンスキーを扱うことができます。

[1]定義

- 「本製品」とは、本契約の「製品名」で提供される、プログラム、ライセンスキー、データ、関連資料および付属物を総称します。
- 「ライセンスキー」とは、本製品の稼働に必要な電子的鍵であり、唯一無二の存在として発行されます。
- 「許諾台数」とは、本契約に明示する「ライセンスキー」を使用して稼働する電子計算機の合計台数をいいます。
- 「許諾対象者」とは、本契約によって本製品の使用を許諾される者で、「お客様」と表示することがあります。
- 「サポートサービスの代理受検者」とは、「許諾対象者」を代理して弊社のサポートサービスを受けることができる者をいいます。この欄に記載が無い場合、「許諾対象者」は、第三者に弊社が提供するサポートサービスを受けさせることはできません。

[2]使用条件

- 本製品は、「許諾台数」に明示されている条件でのみ使用できます。
- 許諾対象者は、本製品の使用に際し第三者にその組み込みなど、使用のための準備業務を委託することができます。これに該当する場合でも、前項の規定が有効です。
- 前項の場合でも、当該業務の保守目的を除き当該業務完了以降は当該第三者の本製品の使用を認めません。
- 本製品に含まれるプリンタドライバ(SfEngPm.DRVまたはSfEngdll)およびビューア(SfCsVw.exe)の使用は、本製品と直接連携する電子計算機上での使用に限定します。
- 本製品を使用するにあたり、不特定多数の利用者(会員制の体裁を採るものを含む)に対し、ネットワーク上のサービスを提供する目的で使用することはできません。これに該当する使用方法を希望する場合は、別途弊社との契約が必要となります。
- 本製品を使用するにあたり、不特定の利用者に対し提供される汎用品またはその一部として、配布することはできません。これに該当する使用方法を希望する場合は、別途弊社との契約が必要となります。

[3]権利留保および禁止事項

- 弊社は、本製品に関する著作権、その他一切の知的財産権および有体物としての所有権を有しております。本契約において、許諾対象者およびサポートサービスの代理受検者に付与される以外の権利については、すべて弊社が保有いたします。
- お客様は、本契約に基づいて本ソフトウェアを非独占的に使用することができます。この使用権および本契約上の地位は、他に譲渡することはできません。
- 弊社の許可が無い限り本製品のすべて、または一部を複製することはできません。ただし、バックアップを目的とした複製は1回に限りこれを認めます。またこの場合においても、お客様は散逸を防止する管理義務を負います。
- 本製品のすべて、または一部にかかわらず、譲渡、貸与、再使用許諾、中古取引、レンタルすることはできません。
- 本製品の著作権表示、その他権利の表示に変更を加えることはできません。
- 本製品の改変、リバースエンジニアリングを行うことはできません。
- 許諾対象者およびサポートサービスの代理受検者は、弊社から正当な許諾を得ない第三者に対して、本製品のライセンスキーの漏洩を防止するための管理義務を負います。
- 本製品の使用により知り得た弊社の秘密を、正当な理由無く他の第三者に漏洩してはなりません。
- 本契約ならびに著作権法その他の法令に許諾対象者およびサポートサービスの代理受検者が違反され、弊社に損害が生じた場合は、その賠償を請求することがあります。

[4]サポートサービス

- 弊社は本製品のお客様への出荷日から、出荷日の含まれる月の翌日より起算して翌々月の月末までの間、無償のサポートサービスを提供いたします。ただし、サポートサービスを希望する時点で、弊社が指定する方法にてユーザー登録が完了していることを条件とします。
- サポートサービスの提供対象者は「サポートサービスの代理受検者」が設定されている場合は、その該当者とし、「サポートサービスの代理受検者」が設定されていない場合は、「許諾対象者」となります。
- サポートサービスを希望する場合は、まずはじめに、弊社ホームページの所定のフォーム、またはファクシミリにてライセンスキーを明示して概要を知らせる必要があります。それ以外の方法でのサポートサービスの提供開始はできません。
- 弊社からのサポートサービスの提供方法は、電子メール、ファクス、電話によるものとします。
- サポートサービスの提供範囲は、弊社製品の動作に関することのみとし、弊社以外で作成したプログラムに関しては開示しません。
- 弊社は、本条1項で提供する本製品付属のサポートサービスとは別に、お客様が本製品に対する追加のサポートライセンスを取得された場合は、そのライセンスに表記の期間、本条2、3、4、5の各項に記載のサポートサービスを提供します。

[5]保証範囲

- 弊社は本製品を購入された日から60日間に限り、本製品の有体物について物理的な欠陥があった場合には、これらを無償で交換いたします。
- 弊社は本製品がお客様の想定される特定の作業に完全に適合することを保証するものではありません。なお、本製品には、体験版の提供が可能であることが告知されており、お客様は事前に製品内容を確認することが可能です。
- 本製品の機能その他に付き、弊社が関知することなく、第三者がなした説明、約束、宣伝等については、弊社は一切の責任を免れます。
- 本製品の使用または使用不能により、お客様または第三者が被った直接的、間接的損害に対する弊社の債務は、いかなる場合においても、本製品のお客様の購入価格を限度とします。
- 本製品に容易に発見することができない誤りがあった場合、補修、代替良品に交換することができる場合に限りこれを行うものとします。これ以外の場合には弊社はその誤りの修正努力を行うものとします。また補修、代替良品の提供時期は弊社が決定します。

[6]契約期間

- 本契約の期間は、原則としてお客様が本製品を購入した日から1年間とします。また、本契約期間満了の場合にも弊社もしくはお客様から、本契約の更新をしない旨の意思表示がなされない限り、さらに同内容で更新されるものとします。
- 本契約期間中といえども、本製品の当該バージョンの発売終了後1年に限り本契約に基づく弊社のサービスを提供するものとします。

[7]契約の終了

- お客様が、本契約のいずれかの条項に違反した場合は、弊社は契約期間中といえども、通知を行うことにより、本契約を終了させることができます。その場合、本契約に基づいて弊社がお客様に負担する一切の義務を免れます。また、お客様は本製品の使用を直ちに中止し、速やかに本製品を再利用不可能な状態に破壊する義務を負います。
- お客様が、本契約の終了を希望される場合、弊社へのお申し出をもって、本契約を終了させることができます。この場合、お客様は本製品の使用を直ちに中止し、速やかに本製品を再利用不可能な状態に破壊する義務を負います。
- 許諾対象者およびサポートサービスの代理受検者は、本契約の終了後も弊社から正当な許諾を得ない第三者に対する、本製品のライセンスキーの漏洩を防止するための管理義務を負います。

[8]その他

- 本契約に関する一切の紛争に関しては、大阪地方裁判所を所轄の裁判所とします。
- 本契約は、日本国法に従います。

メガソフト株式会社

代表取締役 井町 良明

大阪府吹田市江の木町1番38号